

健康保険料率の改定について

健康保険組合を取り巻く環境は、総標準報酬月額と標準賞与額の減少により保険料収入が伸びない中、医療費及び高齢者医療制度への拠出金の増大により非常に厳しい財政状況にあります。

当組合では平成30年度に健康保険料率を9.6%から9.8%に改定し、改定以降は積立金を取り崩しながらではありますが、収支の均衡を図ってまいりました。

しかしながら、令和5年度は高齢者医療制度への拠出金が前年度に比べ3億2,300万円(22.9%)増加し、現行の保険料率では事業運営が困難であることから、本年2月1日開催の組合会において令和6年度の健康保険料率を下記のとおり改定することを決定いたしました。

健康保険組合では、引き続き経費節減及び効率的な事業運営に努めてまいりますので、厳しい経済状況ではございますが、保険料率の改定についてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

健康保険料率

	令和5年度	令和6年度
事業主	5.00%	5.25%
被保険者	4.80%	5.05%
合計	9.80%	10.30%

※ 令和6年度の保険料率は、令和6年3月分保険料(4月30日納付期限)から適用
(ただし、任意継続被保険者は令和6年4月分保険料から適用)

※ 介護保険料率1.8%は変更ありません。

[保険料額表はこちらから](#)